

Title	<紹介>アン・K・S・ラムトン著 岡崎正孝訳 『ペルシアの地主と農民』
Author(s)	羽田, 正
Citation	史林 = THE SHIRIN or the JOURNAL OF HISTORY (1977), 60(2): 310-312
Issue Date	1977-03-01
URL	https://doi.org/10.14989/shirin_60_310
Right	
Type	Journal Article
Textversion	publisher

を区別する。ヘロドトスや司馬遷からマコーレーやスタップズに至るまでの歴史叙述は、支配階級の権威に奉仕し、それを強化するために過去を解説することであり、これは過去と呼ばれる。すなわち「過去とは、つねに、個人人を抑圧したり、社会をある方向に動かせたり、階級を扇動したりするある目的をもって創られたイデオロギー」なのである(一〇頁)。

これに対して、歴史学の目的とは「人間を、個人の側面からと、その個人がこの時代の社会的な関連の中にどのように組み込まれていたかという側面から、理解すること」(二一九頁)、つまり「人間と社会についての真意を深奥まで汲み取ること」(三二頁)であるという。

このような過去が終焉し、歴史学が興隆するのは、西欧における歴史学方法論の発展もさることながら、近代の科学革命、殊に二〇世紀の技術上の勝利 a technological triumph に依るところが大き、(一一一頁)と述べたあと、結論として、今日の歴史家は人類の真理のためにゆるぎない信念

をもち、過去の衰退を早め、歴史学をそのあとがまに据えるよう努めるべきだということ(一七五頁以下)。

過去という術語を過去の事実という意味と、棄てられるべき特定の歴史観という意味とに二重に使用した点は紛らわしいし、技術革新への信頼からくる西欧中心の思想も氣になる。また一九世紀以前の歴史叙述がすべて権力に奉仕するためのものと断言し得るかなど、いくつかの疑問点はあるが、何よりも氣掛りなのは、二〇世紀の技術革新による伝統社会の崩壊という現象は、果してプラムが考えているほど容易に、権力に奉仕するイデオロギーとしての過去を終焉させ得るものだろうかという点である。彼にとって過去に替わるべきものは人間尊重の歴史学の成立、言い換えれば人間解放の思想であろう。今日の英国が、技術革新の激しい潮流の中で、その伝統的優位性を失っていく現実を前にして、彼は却ってその潮流を是とし、それに乗ることによって人間解放を実現できるものと思ひ込もうとする。「できうるかぎり正しい、正確

な新しい過去が作り出されますよう祈る氣持であります」(一八二頁) という結びの言葉は、彼の心情を痛いほどよく示している。過去の終焉に賭ける彼のオプティミズムは、自己を犠牲にして人類の将来を祈る自虐の裏返しに外ならない。しかし我々はむしろ、プラムをここまで追いこんだ産業社会の矛盾の深刻さにこそ思いを致すべきではないだろうか。

訳文は平明かつ流麗で、原文の格調をよく伝えているが、ただ一箇所一〇〇頁(原著六八頁)の「一キリスト教徒」は『天路歷程』の主人公クリスチャンかと思われるが如何であろうか。

(B6版 二〇四頁 索引一〇頁 一九七五年九月 法律文化社 一四〇〇頁)

(朝治啓三 京都大学大学院生)

アン・K・S・ラムトン著

岡崎 正孝訳

『ペルシアの地主と農民』

本書の発刊を知って最初に思ったのは、まさかこの本が日本語で読めるとは……と

いうことだった。本書は「イラン史の古典」としても二〇年以上の間その名声を保ち、既に評価も定まった名著である。

しかし、時間的にはイスラム以前から一九五〇年代まで、空間的にはいわゆるペルシア——現在のイランのみならず、イラク、アフガニスタン、ソ連邦の一部をも含み込んだ広大な地域——の多種多様なことがらをその中に含んだ大部な書が翻訳されうるとは思っても見なかった。我が国のこの分野の学界レベルを考えると、その感はずます深いのである。この困難な訳業を成し遂げられた訳者に敬意を表したい。

著者ラムトン女史は言うまでもなくイスラム期イラン学の大家であり、その研究業績も土地制度史についてだけではなく非常に多岐に互るものがある。言語に対する造詣も深く我々イラン史を志すものがまず最初にお世話になるのが彼女の「ペルシア語文法」である。その女史が三九歳という若さで執筆したのがこの大著である。

以下本書の内容を簡単に紹介する。
最初に著者の用いた資料についての解説、

次いでイラン史における村落の重要性を説いた序章がある。

そのあとが本論で、全三三章が大きく二部に分けられている。第一部ではイスラム初期からカージャール朝期に至る一三〇〇年間のイラン土地制度史が一貫した流れの中で叙述される。アラビア語、ペルシア語史料を縦横に駆使した著者の実証的な論理は説得力に富んでいる。イクター制論争に一石を投じた著者独自のイクター制解釈をはじめ、多くの独創的な見解を含んでおり非常に興味深い。また第二部では一九六二年に始まる農地改革以前のイラン農村における土地制度の様々な特徴が、著者自身の現地調査に基づいて述べられ、その分析が詳細に行なわれている。内容に立ち入ってこれ以上詳しく紹介する余裕もないので、ここでは以下に本論の目次のみをあげておくことにする。

第一部	
第一章	起源—アラブの征服
第二章	税務行政
第三章	イクター制度とセルジューク朝

第四章	モンゴルと伝統の断絶
第五章	絶対主義の展開—サファヴィー朝
第六章	アフジャール朝の幕間—カージャール朝の勃興
第七章	十九世紀後半—改革前夜

第二部	
第八章	憲法—レザ—シャ—の登場
第九章	民法
第十章	灌漑
第十一章	ワクフ
第十二章	ハーレセ地
第十三章	大土地所有者
第十四章	自作農ならびにその他の小土地所有者
第十五章	部族地域
第十六章	分益農—土地保有の保証
第十七章	収穫物の配分・小作料
第十八章	人身隸属ならびに各種の賦課
第十九章	村役の報酬
第二十章	家畜と放牧地
第二十一章	農民の諸問題—耕作法
第二十二章	農民の諸問題—負債・生活水準
第二十三章	未 来

これに付録として民法の関連条項が抜き書きされ、度量衡と通貨の解説もなされている。また詳しい文献目録、索引、用語解

説もあり総計六〇〇頁に近い大冊である。

以上が本書の概要であるが、訳者は訳出に際して本書のベルシア語訳をも参照し、また出来る限り原資料にもあたられて、その結果原書を訂正されたところも少なくなく、さすが十年の歳月をかけた翻訳と言えるであらう。

ただ訳者の専攻分野がどちらかと言えば第二部に近いためか第一部にはわずかではあるが意味のとりにくい部分や単純な誤りもあるようだ。例えば、第三章で、原書では同じ「Turkomans」の語が「トルコマン」「トルコマン族」と区別して訳されているが、これがどのような理由に基づいてなされたのかははっきりしない。またそれに関連して、セルジュク族、グズ族、など族という語の用法も混乱しているように思える(五七―五九頁)。また、Ahmad b. Isma'il はサーマーン朝第四代ではなく第三代の統治者である(五三頁訳注)。次の機会にはこれらについても完璧が期されるものと思う。最後に本書を読んで私なりに感じたことを二―三あげておきたい。

文献目録を見て非常に残念に思ったことが二つある。一つは一九六九年以後の研究業績があげられていないことである。原書にないと言ってしまうはそれまでだが、ここ数年この分野の研究は日進月歩の状態であり、著書、論文も多く発表されているようである。できればこれらについても訳者の責任で目録に加えていただきたかった。

もう一つは日本語版であるにもかかわらず日本語の著書、論文が全く取りあげられていないことである。日本語で書かれたものがないのなら仕方がないが、私が知っているだけでも何人かの研究者の立派な業績がある。一般読者のためにも増補の折には是非何らかの形で日本語の参考文献も取りあげていただきたく思う。

術語・訳語の統一もこれからの課題だろう。例えば訳者が「租税手形」としておられる *bohit* という語が、本田実信氏によれば「割付証書」、佐藤次高氏によれば「俵割相当証書」と訳されているのは用語不統一の顕著な一例である。本書の刊行が契機となってこれらが統一の方向に向かうことを切に願うものである。

を切に願うものである。

いずれにしても、この種のかなり専門的な書がたとえ訳本の形であるとはいえ出版されるようになったことは、立ち遅れの目立つ我が国の西アジア史学界にとって大きな福音であることは間違いない。

(A5判 五八五頁 一九七六年九月 岩波書店 七〇〇円)

(羽田 正 京都大学大学院生)

編集後記

今号は論説、ノートの他、久々の史料紹介に書評・紹介各四本を加えた多彩なものになりました。これもまた、この種の雑誌の一形態かと思っています。(田中)

一九七七年二月二五日印刷
一九七七年三月一日発行 定価七五〇円

史 林 (第六〇巻第二号)

発行人 史 学 研 究 会

京都市左京区吉田本町
京大文学部

理事長 佐藤 長
振替京都五二五五番

印刷所

京都市下京区七条御所ノ内中町五〇
中村印刷株式会社